リースアップパートナーズ入札会規定

日本 GE 株式会社

2010 年　1 月　1 日制定
2013 年　4 月　1 日改定

目　　次

第１章　会員資格 3

第２章　運営 5

第３章　出品 6

第４章　入札 9

第５章　解約に関する規定 12

第６章　手数料 12

第７章　自動車税 13

第８章　ペナルティ 13

第９章　インターネットを利用した入札．エラー! ブックマークが定義されていません。

第１０章　その他 145

ペナルティ規定 16

記載事項相違車両ペナルティ規定（出品者負担） 17

このリースアップパートナーズ入札会規定（以下「本規定」という。）は、日本ＧＥ株式会社が運営する「リースアップパートナーズ入札会」（以下「当会」という。）の運営に関する事項を定めた規定になります。

第２章　運営

第１０条（運営の主体）

当会は、日本ＧＥ株式会社が運営するものです。

第１１条（開催日、開催時間、開催地）

１）入札会の開催日は、原則として、以下のとおりとします。

東京リマーケティングセンター：毎月２回、第２週と第４週の月・火曜日に開催
神戸リマーケティングセンター：毎月２回、第１と第３の水・木曜日に開催
福岡リマーケティングセンター：毎月２回、第２週と第４週の火・水曜日に開催

２）入札会の開催時間は、原則として、以下のとおりとします。

東京リマーケティングセンター：月曜日は午前９時から午後５時まで。
火曜日は午前９時から午後１時まで。
神戸リマーケティングセンター：水曜日は午前９時から午後５時まで。
木曜日は午前９時から午後１時まで。
福岡リマーケティングセンター：火曜日は午前９時から午後５時まで。
水曜日は午前９時から午後１時まで。

３）入札会の開催地は、原則として、以下のとおりとします。

東京リマーケティングセンター：東京都江戸川区臨海町２丁目４番３号
神戸リマーケティングセンター：兵庫県神戸市中央区港島５丁目１番
福岡リマーケティングセンター：福岡市東区多の津４丁目１番２１号

４）当会の事情により開催日、開催時間及び開催地を変更する場合もございます。その場合は、予め会場内に変更事項を掲示させて頂きますので、会員の方は適宜掲示をご確認下さい。

５）地震、風水害等の自然災害、コンピュータの不具合および入札会開催地の設備等の不測の事故により、入札会の運営ができない場合は、当会の裁定に従うものとし、これにより会員に取引上の損害が発生しても当会は一切の責任を負いません。

第１２条（入札方法）

１）当会における入札方法は、入札投票方式によるものとします。但し、当会の判断において、一部の取引をセリ上げ方式で行うことができるものとします。

２）入札会の開催地において入札に参加するほか、会員は、当会の定める方法によりインターネットを利用して入札を行うことができるものとします。なお、使用するパソコンなどの機器については、会員の費用負担にて当会サイトへの接続環境を整えるものとします。

３）インターネットを利用して入札する会員は、別途当会が通知するインターネット上のアドレスに自らアクセスし、サイト内の入札手順に従って入札するものとします。

第１３条　（成約）

当会における取引は、入札を行う会員が入力端末機に出品車両の最高値にあたる入札金額を入力し、そのデータがホスト機に転送された時点またはインターネットを利用した入札データが当会に受信された時点の入札金額を当会が承認した場合に落札となり、出品車両の出品者（以下「売手」という。）と落札者（以下「買手」という。）との間に本入札会規定に定める条件により出品車両の売買契約が成立するものとします。但し、当会が売手の希望する最低価格を下回る入札金額を承認する場合には、第１７条（２）号に定める場合を除き、予め売手の口頭での同意を得るものとします。

第１４条（禁止行為）

当会においては、以下の行為を禁止します。

（１）第三者に対する名義貸しによる入札。

（２）出品車両に関する入札以前の会員間の直接交渉による売買契約。

（３）当会会場内における、流札車両に関する会員間の直接交渉による売買契約。

（４）その他当会の運営の妨げとなる一切の行為。

第１５条（裁定）

売手、買手は、当会における取引に関して生ずる諸問題について、円満に解決し、当会の秩序維持に努めるものとし、解決困難な事態が発生した場合は、当会の裁定に従い、これを解決するものとします。

第３章　出品

第１６条（出品資格）

売手は、当会の会員で、当会が承認した方に限ります。

第１７条（事前の同意事項）

売手には、以下の事項について、同意頂きます。なお、売手は、出品により以下の事項に同意したものとみなされます。

（１） 売手は、出品車両につきトラブルが発生したときは、当会の裁定に従うものとします。

（２）入札会開催当日、売手が入札会場において入札に立会うことができない場合は、当会コンダクターが売手の希望する最低価格に対する調整権限（1 万円）の範囲内で売手の同意を得ずに取引を成立させることができるものとします。

（３）買手が、落札者たる権利を喪失したときは、当会が当会の選択により、当該車両を当会が適当と認める方法により任意に売却処分することができるものとします。

（４）売手はその他本入札会規定を遵守するものとします。

第１８条（出品する車両に関する条件）

１）以下の各号の一つにでも該当する車両の出品は認められません。売手が当会に秘匿して以下の各号に該当する車両を出品したことによる損害については売手に負担して頂きます。但し、当会が出品を認めた車両についてはこの限りではありません。

（１）法的、金銭的にトラブルがある車両

（２）事故現状車

（３）冠水車

（４）走行距離を改ざんした車両（走行距離メーターを交換していた場合も含む。）

（５）接合車

（６）その他当会が出品不適当と判断した車両

２）当会が出品を認めた車両であっても、当該車両の走行距離に疑義が生じた場合は当会は出品取消しの措置を講じ、当該車両の出品料を売手に請求することができます。

第１９条（出品車両の保管責任）

当会は、売手が入札会場に搬入した出品車両について当該搬入から搬出までの間、天災・地変・その他当会の責めに帰すべからざる事由によって発生した損害については、当会は一切の責任を負わないものとします。また、盗難による部品損害について、標準装備品および装備が出品票に記載されたものに限るものとし、中古部品相当額をもって損害の限度とします。

第２１条（付属品）

出品する車両には、取扱説明書、整備記録簿、保証書、ジャッキ、工具、スペアタイヤのすべてが付属していることが必要です。これらの付属品のうち一つでも欠落している場合は、予め出品票にその旨ご記入頂くこととし、当会で出品を認めた場合に限り、出品できるものとします。

第２２条（表示の消去について）

出品する車両に商号、屋号、ロゴマーク等の表示がある場合、その表示の消去は買手の費用と責任において実施されることとなっております。但し、将来の紛争を予防するため、売手において、事前にその表示を消去したうえで、出品されることをお勧めします。

第２３条（譲渡書類）

２）印鑑証明書、委任状等は、成約月の翌月末日まで有効期間があるものをご提出頂きます。

３）やむを得ない事情により、買手が車両について所有名義変更の登録手続をとる以前に印鑑証明書、委任状等の有効期間が経過した場合は、売手の方には、有効期間のある印鑑証明書、委任状等との差し替えに応じて頂きます。

第４章　入札

第２７条（事前の同意事項）

入札に参加される会員（以下「入札者」という。）には、以下の事項について同意頂きます。なお、入札者は、入札により以下の事項に同意したものとみなされます。

（１）買手は、落札した車両につきトラブルが発生したときは、当会の裁定に従うこと。

（２）当会が不正防止を目的として当会において出品され落札された車両の走行距離メーター数等の情報および落札者名を日本オートオークション協議会またはこれに準ずる機関に開示すること、または当該車両の転売情報等について、日本オートオークション協議会またはこれに準ずる機関からその情報を取得すること。

（３）買手は、落札した車両を朝鮮民主主義人民共和国、キューバ共和国、イラン・イスラム共和国、スーダン共和国、およびシリア・アラブ共和国に所在する者に対しもしくはそれらを仕向け地として売却もしくはその他譲渡しないこと。また、買手が物件を第三者に対して売却もしくはその他譲渡する場合は、適用ある全ての日本の法律・規則に従うこと。

（４）入札者はその他本入札会規定を遵守すること。

第２８条（出品車両の品質確認）

入札者は、事前に現車の下見および品質確認を必ず実行してください。

第２９条（車両に関するクレーム）

１）売手は、落札した車両を現状有姿のまま買手に引渡すものとし、これにつき瑕疵担保責任を負わないものとします。

２）買手は、当会で落札した車両について、本入札会規定に別段の定めがある場合を除き、当会および売手に対し、損害賠償、取引の解約等一切のクレームを申し立てることはできないものとします。

第３２条（車両の所有権移転）

落札車両の所有権および危険負担は、買手が当会に対し売買代金、リサイクル料預託金相当額および所定の手数料等を完済したときに売手から買手に移転するものとします。

第３３条（落札車両の搬出）

買手は、第３０条第２項に従い所定の支払を行った後、落札した車両を搬出することができ、かつ、この場合、落札日から４営業日以内に当該車両を搬出して頂きます。

万一、上記期日内に当該車両の搬出がなされない場合には、買手は当会に対し、上記期日の翌日から搬出までの間、１日あたり１台に付き金５，０００円の違約金を支払うものとします。

第３６条（譲渡書類の引渡）

１）当会が売手から受領した落札車両の譲渡書類は、買手から当会に対して売買代金の入金が完了した後、当会から買手にお引渡しします。

２）買手は、落札月の翌月末日までに落札車両について名義変更を完了しなければならないものとします。

３）買手は、当会に対し、名義変更後、速やかに名義変更済みの自動車検査証の写しを提出するものとします。落札した月の翌々月１０日までにこの写しの提出がない場合、当会は、名義変更の有無につき調査を実施するものとし、買手には、この調査費用として一律３，０００円をお支払い頂きます。

４）譲渡証明書については、万一紛失され場合には、売手は再発行には応じませんので、ご注意下さい。

５）買手が自己の都合により譲渡書類のうち資格証明書、印鑑証明書の差し替えまたは紛失による再発行を当会に対し申し出たときは、売手は当該書類の差し替えまたは再発行に応ずるものとし、買手は当会に対し、所定のペナルティおよび当会の事務手数料として一台に付き５，０００円をお支払い頂きます。

６）落札車両について、譲渡書類、出品票の記載事項との相違が認められたときは、買手は当会に対し、譲渡書類受領後３営業日以内にその旨申告するものとします。

第３７条（表示の消去）

落札車両に売手等の商号、屋号、ロゴマーク等の表示がある場合、買手は、当該落札車の引渡しを受けた後、直ちに当該表示を消去して頂きます。万一、買手がこの消去を怠り、その結果、売手が損害を被ったときは、買手は売手に対し、その損害を賠償して頂きます。なお、当該表示の消去については、当会は一切責任を負いません。

第５章　解約に関する規定

第３８条（成約車両の解約）

売手、買手とも、本章に定めるほかは、成約した取引を解約することはできません。

第３９条（買手による解約）

成約した車両について下記の事由が認められる場合は、各号に定める期間内に限り、買手は、成約した取引を解約することができます。なお、本条によって解約された場合、売手には、当会に対し、当会所定のペナルティをお支払い頂く他、落札料、車両の陸送料その他当会が実費と認めた金額をお支払い頂きます。

（１）成約車両に走行距離メーターの交換があったにもかかわらず、出品票にその旨の記載がなかった場合、または成約車両についてメーター巻き戻しの形跡が明白に認められる場合、成約後６ヶ月以内。（但し、整備記録簿等から判明する場合は整備記録簿等の受領日から７営業日以内）

（２）　前号の他、成約車両について譲渡書類または出品票の記載事項と異なる場合（なお、当該記載事項と異なる項目は別紙「記載事項相違車両ペナルティ規定」によるものとします）譲渡書類受領後３営業日以内。

（３）落札日から３６日間が経過しても譲渡書類が提出されない場合。

（４）第１８条第１項（１）、（３）および（５）の場合、落札後１ヶ月以内。

第４０条（買手都合による解約）

買手は、前条に定める事由が認められない場合も、入札会において落札した車両について、落札日当日、午後５時３０分までに限り、当会所定のペナルティを支払うことにより取引を解約することができるものとします。但し、入札終了後の商談により落札した場合は、その限りではありません。

第４１条（売手都合による解約）

売手は、入札会に出品した車両について、成約当日、午後５時３０分までに限り、当会所定のペナルティを支払うことにより取引を解約することができるものとします。

第７章　自動車税

第４３条（負担区分）

成約した車両に関する自動車税は、以下の区分に従い各自負担するものとします（但し、軽自動車については、第４５条によるものとします）。

（１）成約月の翌月末日までの分…売手負担

（２）落札月の翌々月１日以降の分…買手負担

第４４条（精算）

買手には、落札した車両について名義変更の手続を完了したときは、直ちに名義変更の事実が分かる書類のコピーをASを通じ当会宛てご提出頂くと同時に、前条で負担すべき自動車税相当額をお支払い頂きます。

第４５条（軽自動車に関する規則）

１）４月１日から翌年２月末日までの間に開催された入札会において落札された検査付軽自動車に関する自動車税は、全額売手が負担するものとします。

２）３月１日から同月末日までの間に開催された入札会において落札された検査付軽自動車に関する自動車税は、当該年度分については売手が全額を負担し、翌年度分については買手が全額を負担するものとします。この場合、買手には、当会に対して１０，０００円を預託して頂き、同年３月末日までに買手が名義変更を完了した場合は、この預託金全額を買手に返還するものとし、同名義変更の完了が同年４月１日以降となった場合は、預託金の中から１か年分の自動車税相当額を差し引き、これを翌年度分の自動車税の支払に宛てることとし、その余剰はこれを当会の事務手数料として頂くこととし、買手に対する返還は致しません。

第８章　ペナルティ

第４６条（ペナルティ）

売手、買手の方には、別紙ペナルティ規定に従い各自当会に対してペナルティをお支払い頂きます。

なお、ペナルティには別途消費税を加算させて頂きます。

第９章　インターネットを利用した入札

第４７条（入札会への参加制限等）

会員について、次の各号の一つにでも該当する事由が生じたときは、当会は、その会員に対して、予告なしでインターネットを利用した入札会への参加を制限し、または当会を退会させることができます。

（１）本入札会規定を遵守しなかったとき。

（２）インターネット上で提供される当会の文章、データまたは画像を無断で使用したとき。

（３）当会の ID またはパスワードを当該会員以外の者に使用させたとき。

（４）その他上記各号に準ずる事由が生じたとき。

第４８条（免責）

次の各号に定める事由その他理由の如何を問わずインターネットによる入札に支障が生じた（または、入札会の不成立）ことによる会員の不利益または損害については、当会は一切の責任を負いません。

（１）ホストコンピュータのハードウエアまたはソフトウエアの故障等の原因による支障または損害。

（２）通信回線のトラブル等が原因による支障または損害。

（３）会員の端末機器のハードウエアまたはソフトウエアが原因による支障または損害。

（４）会員の操作ミスまたは管理ミスによる支障または損害。

（５）WEB、メール等でのウイルス等が原因による支障または損害。

（６）メール・サーバー等の障害が原因による支障または損害。

（７）ID またはパスワードの漏えいが原因による支障または損害。

（８）地震、火災、雷、水害または停電等の不可抗力が原因による支障または損害。

（９）当会が指定した環境以外で運用した場合の故障等による支障または損害。

第１０章　その他

第５０条（本入札会規定の改定）

本規定は、当会が必要と認めた場合には、これを随時改定できるものとし、改定後の規定は、監督諸官庁に届出のうえ、当会会場内に掲示致します。

第５１条（管轄裁判所）

当会と各会員間の紛争に関する管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。

第５２条（個人情報保護）

当会は、本入札会を運営するにあたり、会員に関する個人情報につきましては、個人情報保護に関する法令及び指針並びに日本ＧＥ株式会社の関連諸規定を遵守し、本規定の履行及び本入札会に関連し必要な範囲で利用するものとします。

第５３条（反社会的勢力の排除）

１）会員は、次の事項を確約します。

（１）現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および暴力団員等が経営を支配していると認められる関係、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係、暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係、役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないこと。

（２）自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないこと。

２）会員が前項に違反した場合、当会は、催告を要せず通知のみで、この規定に基づく会員の期限の利益を喪失させることができ、また会員を強制的に退会させることができます。

ペナルティ規定

下記金額は１台あたり金額（円）

			売手負担		買手負担	申告期限
			ペナルティ	実費負担	ペナルティ	
成約車両の解約	買手都合によるキャンセル（第４０条）		―	―	50,000	入札会当日で当会営業時間内
	売手都合によるキャンセル（第４１条）		50,000	―	―	入札会当日で当会営業時間内
	第39条による解約	（1）号 走行キロ相違	70,000	往復陸送料（会場と落札店所在地間）、落札料および当会が認めた実費。但し、出品（成約）料は返金されない	―	成約日から 6 ヶ月以内　但し、整備記録簿にメータ交換等の記載がある場合は7営業日以内
		（2）号 記載内容の相違	別項規定の通り			
		（3）号 23 条 1) 譲渡書類が成約日から 36 日以内に揃わない場合	70,000	往復陸送料（会場と落札店所在地間）、落札料および当会が認めた実費。但し、出品（成約）料は返金されない	―	
		（４）号 第 18 条 (1)、(3)、(5) の出品禁止車を出品し成約となった場合	70,000	往復陸送料（会場と落札店所在地間）、落札料および当会が認めた実費。但し、出品（成約）料は返金されない	―	(1)、(3)、(5) は落札日から 1 ヶ月以内
第７条及び第 49 条に違反した場合入札参加制限＋ペナルティ			―	―	100,000	
第 36 条 5 書類の差し替え、再発行		差し替えの場合	―	―	20,000	
		一部を紛失した場合	―	―	30,000	
		全部を紛失した場合	―	―	50,000	
		事務局手数料	―	―	１台に付き 5,000	
第 33 条　搬出遅延					１日、１台に付き 5,000	

（注）ペナルティは売手、買手共当会へ支払うものとします。

記載事項相違車両ペナルティ規定（出品者負担）

※申告期限：書類受領後 3 営業日以内、

下記金額は 1 台あたり金額(円)

	ペナルティ		実費負担
	キャンセル	値引き	
(1) 年式の相違 現車が表記より低年式の場合	30,000	値引きも可	往復陸送料（会場と落札店所在地間)、落札料および当会が認めた実費。但し、出品、成約料は返金されない
(2) 年式の相違 現車が表記より高年式の場合	ノークレーム		
(3) 型式	20,000	値引きも可	キャンセルの場合、往復陸送料（会場と落札店所在地間)、落札料および当会が認めた実費。但し、出品、成約料は返金されない
(4) グレード (但し、現車グレードが上級の場合はノークレーム)	20,000	値引きも可	キャンセルの場合、往復陸送料（会場と落札店所在地間)、落札料および当会が認め加修費。但し、出品、成約料は返金されない
(5)輸入車において並行車を正規車として表示した場合	20,000	値引きも可	往復陸送料（会場と落札店所在地間)、落札料および当会が認めた実費。但し、出品、成約料は返金されない
(6) 車歴	30,000	値引きも可	キャンセルの場合、往復陸送料（会場と落札店所在地間)、落札料および当会が認めた実費。但し、出品、成約料は返金されない
(7) 車検有効期限 (残月数×右記金額）とする	—	登録車 5.000 円 軽自　3,000 円	—

注 1. (4) グレードは（財）日本自動車査定協会発行のガイドブックに準拠しています。拠って、当該現車類別番号からガイドブックより検索された記載グレードが現車グレードと相違があったとしてもペナルティは免責されるものとします。

注 2 次の場合当ペナルティは免責されるものとします。

1) 当該車両の成約額が 10 万円以下の場合
2) 初度登録年より 10 年以上経過した車両
3) 構内用車両
4) 事故現状車

注 3 キャンセルに係わる実費は当会が認める範囲内とします。

以上

車両評価点(総合)基準

評価点と車両状態説明、条件、及びそのイメージ（12段階評価）

点 数	説　　明	イメージ	内装条件
6	車両の内外装は無傷同様、機能正常、加修の必要はなく、そのままで展示販売が可能な車両 ・30,000 ㎞未満	極上	A
5	内外装とも無傷同様、機能正常であり、そのまま展示販売が可能な車両および極軽微な補修をすることで展示販売が可能な車両 ・仕上げの良い補修跡が2区画程度であるもの。 ・60,000 ㎞未満のもの。	上	
4．5	5点評価に届かないが、軽微の加修、又は補修をすることによって5点評価に準じる車両。 ・フロントガラスはヒビ程度のもの。 ・仕上げの良い補修跡が4区画程度であるもの。 ボルトの締め区画交換跡が1区画であるもの 100,000 ㎞未満	中上	B以上
4	内外装を含め若干の加修を要す個所があるが、加修、補修することにより商品化できる車両。 ・フロントガラスにワレがある。 ・150,000 ㎞未満	中	C以上
3．5	4点評価に届かない瑕疵がある車両。 ・コアサポート曲がり、歪み、及び修正跡のあるもの。 ・バックパネルの曲がり、歪み、修正跡のあるもの。 ・溶接区画の交換跡が1区画あるもの。 ・200,000 ㎞未満	中下	D以上
3	交換を要する個所が多数あるものの、重整備をすることで商品化出来る車両。 ・溶接区画の交換跡が2区画あるもの。 ・200,000 ㎞以上	下	E以上
2	各所に腐食のあり、重整備をしても商品化は困難と判断される粗悪車両	粗悪車	E以上
1	事故現状車	事故現状	E以上
A	冠水歴、消化剤散布跡車	災害車	E以上
S	軽微な事故修復履歴のある車両（詳細は別表）	軽事故	E以上
X	重い事故修復履歴のある車両（詳細は別表）	重事故	E以上
0	現地販売等による現車未確認のもの	未確認	

注1．上記評価点は車体塗布等看板を除く総合評価です

注2．0点は社内用とします

塗装基準

表示区分	塗装区分	説　明
A	全面塗装	全面塗装看板及び塗り替え車
B	窓下塗装・帯塗	
C	ドアの小文字	区画1枚の1／3範囲以内の文字書きで2区画までのもの
空欄	標準色	

内装基準

表示区分	説　明
A	加修のかからない状態
B	軽微な汚れが若干ある程度、殆ど加修のかからない状態
C	多少の汚れ、コゲ、小さなコゲ穴、キレ等のあるもの
D	内装全体に汚れ、コゲ穴、破れ、ビス穴があり、交換を要するもの
E	大きな加工、異臭、交換を要するものが多数あるもの

事故修復履歴基準（評価点S及びX）

表示区分	修 復 部 位	解　説
S	・ラジエーターコアサポート	・交換済みであり他の隣接する部位に曲がり、歪み、修正があるもの
	・インサイドパネル ・トランクフロアー ・F及びRフロアー ・フレーム	・先10㎝程度の拳大以内の曲がり、歪み、修正があるもの ・〃 ・〃 ・〃
	・クロスメンバー ・第1メンバー ・フロアーサイドメンバー	・拳大以内の凹み ・〃 ・2／3以上の曲がり
X	・ルーフパネル ・ピラー ・フロア ・ダッシュパネル	・交換済み 交換、曲がり歪み、修正があるもの ・〃 ・〃
	・フレーム　・クロスメンバー ・第1メンバー ・インサイドパネル ・トランクフロアー ・F及びRフロアー	・交換とS以上の範囲にわたる、曲がり歪み、修正があるもの ・〃 ・〃 ・〃 ・〃
	修復歴でない部位	・ボディサイドシル　・ステップ　・リアフェンダー　・サイドシル ・リアエンドパネル　・フロントパネル